

「預金保険法施行規則」の一部改正案および「預金保険法第五十八条の三第一項に規定する措置に関する内閣府令」の一部改正案に対する意見等

平成19年7月30日
社団法人 第二地方銀行協会

当業界では、真に望ましい郵政民営化が図られるためには、公平な競争条件の確保、内部管理態勢の整備、厳正な検査・監督等が必要である旨、これまで繰り返し主張しております。

したがって、郵便貯金銀行における名寄せに係る預金者データの整備についても、本来、民営化時に、民間金融機関と同様、預金保険機構が定める基準によるシステムを整備するとともに、金融庁・預金保険機構による検査が実施されるべきと考えます。

以上のような基本認識を踏まえ、今回公表された改正案について、下記のとおり意見等を取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますよう、お願い申し上げます。

記

〔意見〕

- 民間金融機関においては、多大な経営資源を投入して、名寄せに係る預金者データを整備し、精度の向上に努めているため、郵便貯金銀行においても、本来、民営化時に、他の民間金融機関と同様の名寄せシステムを整備すべきと考える。

仮に、それが難しく、民営化後2年間、同行独自の既存システムの使用が認められるとすると、この間の郵便貯金銀行は、他の民間金融機関とは異なる態勢で業務運営されることとなる。

したがって、経過措置期間中の新規業務の取扱いについては、公平な競争条件の確保、内部管理態勢の整備等の観点から、十分慎重に議論されることが必要と考える。

〔確認事項〕

- 金融庁および預金保険機構においては、経過措置期間における郵便貯金銀行の既存システムの運用状況および名寄せに係る預金者データの整備等の進捗状況について、定期的に検査を行う等により検証を行うとの理解でよいか。

以 上